2　特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準は、一定の要件に適合する工事実施計画、管理運営計画、資金計画及び収支計画を有する者であること等とすることとした。（第九条関係）

3　特別特定技術基準対象施設の改良に係る国による港湾管理者に対する貸付金の金額は、特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金として港湾管理者がする貸付けの金額の二分の一以内の金額とすることとした。（第九条の二関係）

4　特別特定技術基準対象施設の改良に係る国による港湾管理者に対する貸付け及び当該貸付けに係る港湾管理者による貸付けの条件の基準並びに加算金について所要の規定を定めることとした。（第九条の三関係）

5　この政令は、平成二六年七月一日から施行することとした。

◇千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（条約第一〇号）（外務省）

この協定は、締約国が採用する意匠の国際分類、その修正及び追加の手続等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定の締約国（以下「同盟国」という。）は、特別の同盟を形成し、意匠の単一の分類（以下「国際分類」という。）を採用する。（第一条関係）

2　国際分類は、事務的性質のみを有する。同盟国は、適当と認める国際分類の法的範囲を定めることができ、国際分類を主たる体系又は副次的な体系として使用する権利を留保する。また、同盟国の官庁は、意匠の寄託又は登録のための公文書等に、意匠が構成する物品の属する国際分類の類及び小類の番号を記載する。（第二条関係）

3　同盟国は、専門家委員会において代表され、専門家委員会は、国際分類の修正及び追加の採択に関する決定を単純多数による議決で行う。（第三条関係）

4　国際事務局は、国際分類の修正又は追加を同盟国の官庁に通報し、国際分類の寄託者として、効力の生じた修正及び追加を国際分類に組み入れ、定期刊行物により公表する。（第四条関係）

5　同盟の総会、国際事務局及び財政について規定している。（第五条～第七条関係）

法　律

国会法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十六号

国会法等の一部を改正する法律

（国会法の一部改正）

第一条　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の四第一項中「、第百五条」を「から第百五条まで」に改める。

第十一章の三の次に次の一章を加える。

第十一章の四　情報監視審査会

第百二条の十三　行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第百四条第一項（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第百二条の十四　情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第十九条の規定による報告を受ける。

第百二条の十五　各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第百四条の三までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第十条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条（国会法第百二条の十五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

行政機関の長が第一項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があった場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。